

別 紙

公開概要書

受付日	令和 8 年 8 月 25 日	回答日	令和 8 年 9 月 3 日	担当課	税務課
意 見 等 の 内 容	8 月 6 日付け照会内容の回答が一切ありません。行政相談センターに回答不要と言ったことはなく、何度も回答を求めています。添付のメールのとおりです。6 月 8 日付け再反論書から回答されない内容をマーカーで示し、添付します。				
回 答 の 内 容	令和 8 年 8 月 2 5 日付けの回答に不十分な点がありましたこととお詫び申し上げます。 令和 8 年 8 月 6 日付け「市長への手紙」に添付された、総務省島根行政監視行政相談センター（以下、「相談センター」といいます。）のメールを改めて確認しました。 担当課としては、申出人様が回答不要とご意向を示されたとの認識はなく、相談センターより「申出人様からのご意見・ご要望をお伝えしますが、相談センターへの回答は不要です。また、この電話があったことをもって新たに申出人様への回答も不要です。」と言われたことを受け、回答を差し控えたとのことです。 続きまして、令和 8 年 6 月 9 日付け「令和 8 年 6 月 8 日付回答書に対する再反論書」のマーカー部分の内容について、これまでと同様の内容となりますが、改めて以下のとおりご回答申し上げます。 道路トンネルが存在する山林の固定資産評価につきましては、固定資産評価基準に基づき、山林の地勢、土層、林産物の搬出条件等を総合的に勘案した上で、適正に評価を行っております。 また、林産物の搬出や山林管理については、里道を通じて行うことが可能であり、道路トンネルの存在が樹木の育成そのものに直接的な影響を与えるものとは認められません。そのため、「山林の比準表」に定める付設条件を満たしていると判断しており、「所要の補正」の検討事由には該当しないものと考えております。 以上の理由から、「山林の比準表」での付設が可能であり、独自の比準表を作成する必要性はないものと判断しております。 以上が、これまで重ねてご説明してまいりました市としての判断でございます。				